

西宮市献血推進協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に基づき、西宮市献血推進協議会（以下、協議会）が実施する各献血事業に要する経費に対し補助を行うことにより、献血思想の普及啓発、献血組織の育成指導および円滑な献血推進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 この要綱による補助の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 献血の普及に要する経費
- (2) 協議会の運営に要する経費
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において決定する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。